

札幌市老人ホーム条例及び札幌市老人・身体障害者福祉施設条例  
の一部を改正する条例案

平成 29 年（2017 年）2 月 21 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市老人ホーム条例及び札幌市老人・身体障害者福祉施設条例  
の一部を改正する条例

（札幌市老人ホーム条例の一部改正）

第 1 条 札幌市老人ホーム条例（昭和 45 年条例第 6 号）の一部を次のように  
改正する。

(1) 第 1 条の 2 第 2 項第 4 号を次のとおり改める。

(4) 第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進  
するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）  
第 5 条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」とい  
う。）第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に係る介護保険  
法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）  
附則第 4 条第 3 号の規定によりなおその効力を有するものとされた  
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護  
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す  
る基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）の例により市長が定める  
基準によつて実施する事業に限る。以下同じ。）

(2) 第 1 条の 3 第 2 項第 2 号中「又は介護予防通所介護」を削り、同号ア中  
「それぞれの」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(4) 第一号通所事業 次に掲げる額の合計額

ア サービスに要する費用（食事の提供に要する費用その他の日常生  
活に要する費用として市長が別に定める費用を除く。）の額を勘案  
して、旧介護保険法第 53 条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣

が定める基準の例により算定した費用の額以下の範囲内で市長が別に定める額（その額が現にサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）

イ 食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として市長が別に定める額

（札幌市老人・身体障害者福祉施設条例の一部改正）

第2条 札幌市老人・身体障害者福祉施設条例（昭和40年条例第30号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第1項第1号中「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第2項の居宅要支援者（同法の規定による介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」を「同法第115条の45第1項第1号の居宅要支援被保険者等（同法の規定による第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係る介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の例により市長が定める基準によつて実施する事業に限る。以下「第一号通所事業」に改める。

(2) 第3条の2第1項中「介護予防通所介護」を「第一号通所事業のサービス」に改め、同条第2項第1号中「又は介護予防通所介護」を削り、同項第2号中「介護予防通所介護」を「第一号通所事業のサービス」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 老人福祉施設で第一号通所事業のサービスの提供を受ける者 次に掲げる額の合計額

ア 第一号通所事業のサービスに要する費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として市長が別に定める費用を除く。）の額を勘案して、旧介護保険法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額以下の範囲内で市長が別に定める額（その額が現に第一号通所事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に第一号通所事業のサービスに要した費用の額とする。）

イ 食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として市長が別に定める額

(3) 第11条中「介護予防通所介護」を「第一号通所事業のサービス」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護については、札幌市老人ホーム条例第1条の2第2項第4号及び第1条の3第2項第2号の規定並びに札幌市老人・身体障害者福祉施設条例第2条第1項第1号、第3条の2第1項、同条第2項第1号ア、同項第2号並びに第11条第1項及び第2項の規定は、平成30年3月31日までの間はなおその効力を有する。

#### （理 由）

介護保険法の一部改正により、介護予防通所介護が、市町村が地域の实情に応じて実施する介護予防・日常生活支援総合事業のうちの第一号通所事業として位置付けられたことに伴い、特別養護老人ホーム及び老人福祉施設において実施する事業の名称を変更するほか、第一号通所事業に係る使用料を定めるため、本案を提出する。